

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討結果報告書
(平成 29 年 3 月) 正誤表

該当箇所	誤	正
P 15 イ 毒物から除外された物質 No. 1	<u>2-メルカプトエタノール</u> (<u>2-メルカプトエタノール</u> <u>10%以下を含有する製剤。)</u>)	<u>2-メルカプトエタノール</u> <u>10%以下を含有する製剤</u>
P 15 ウ 劇物に指定された物質 No. 1	グリコール酸 (グリコール酸 3.6%以下を含有するものを 除く。)	<u>グリコール酸及びこれを含有す</u> <u>る製剤(グリコール酸 3.6%以下</u> <u>を含有するものを除く。)</u>
P 15 ウ 劇物に指定された物質 No. 2	ビス(2-エチルヘキシル) = 水素=ホスファート (ビス(2- エチルヘキシル) =水素= ホスファート 2%以下を含有 するものを除く。)	ビス(2-エチルヘキシル) = 水素=ホスファート <u>及びこれを</u> <u>含有する製剤</u> (ビス(2-エチ ルヘキシル) =水素=ホスファ ート 2%以下を含有するものを 除く。)
P 15 ウ 劇物に指定された物質 No. 7	<u>2-メルカプトエタノール</u> (<u>2-メルカプトエタノール</u> <u>10%以下を含有する製剤。)</u>	<u>2-メルカプトエタノール</u> <u>10%以下を含有する製剤 (容量</u> <u>20 リットル以下の容器に収め</u> <u>られたものであって、2-メル</u> <u>カプトエタノール 0.1%以下を</u> <u>含有するものを除く。)</u>
P 16 エ 劇物から除外された物質 No. 1	<u>2-メルカプトエタノール</u> (<u>20 リットル以下の容器に収</u> <u>められたものであって、2-</u> <u>メルカプトエタノール 0.1%</u> <u>以下を含有するもの。)</u>	<u>容量 20 リットル以下の容器に</u> <u>収められたものであって、2-</u> <u>メルカプトエタノール 0.1%以</u> <u>下を含有する製剤</u>
P 16 エ 劇物から除外された物質 No. 3	2, 2, 2-トリフルオロエチ ル = [(1 S) -シアノ-2- メチルプロピル] カルバマー ト及びこれを含有する製剤	2, 2, 2-トリフルオロエチ ル = [(1 S) - <u>1</u> -シアノ-2 -メチルプロピル] カルバマー ト及びこれを含有する製剤